安全保障理事会決議 1829 (2008) 2008 年 8 月 4 日、安全保障理事会第 5984 回会合にて採択

安全保障理事会は、

シエラレオネの状況に関する従前の決議および安保理議長声明を想起し、

国際連合シエラレオネ統合事務所(UNIOSIL)が、シエラレオネを紛争から復興させ、国の平和、安全、発展に対して行ったことへの価値ある貢献を賞賛し、

2008 年 4 月 29 日付の事務総長の報告書(S/2008/281)および国際連合シエラレオネ統合平和構築事務所についての事務総長の勧告を歓迎し、

シエラレオネにおける持続可能な平和を強固にするもう一つの重要な段階としての、 2008年7月における平和的そして民主的な地方選挙の開催を歓迎し、

とりわけシエラレオネ政府の能力を強化することを通じて、シエラレオネの長期的な 平和、安全そして発展への、国際連合システムそして国際社会の継続する支援の重要性 を強調し、

UNIOSIL と新しい国際連合シエラレオネ総合平和構築事務所間での円滑な移行、および その事務所の効果的ならびに効率的な活動の重要性を強調し、

平和構築協力枠組み(PBC/2/SLE/1)の履行における進展を歓迎し、シエラレオネ政府に対し、最初の半年ごとの枠組みの検討の勧告を履行することにより、その平和構築委員会との緊密な関与を継続することを奨励し、

シエラレオネにおける治安部門の改革における進歩、とりわけシエラレオネ共和国軍隊(RSLAF)およびシエラレオネ警察(SLP)の職業意識の発展を歓迎し、RSLAF および SLP が長期間にわたり持続可能で、効果的にそれらの任務を遂行することができるために、治安構造の計画されたさらなる強化と合理化の重要性を強調し、

シエラレオネ特別法廷の活動およびそのシエラレオネにおける社会復帰、平和構築お

よび法の支配に対する最も重要な貢献に対する、安保理の感謝をくり返し表明し、裁判 所がその活動を迅速に終了させるという安保理の期待をくり返し表明し、第一審と上訴 審が完結した後に、住民上の問題に対処するさらなる措置が必要であることを認識し、

西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)によりなされた役割を歓迎し、マノ川同盟そして他の機構の加盟国に対し、地域的ならびに准地域的な平和と安全を築く目的の努力を継続することを奨励し、

- 1 事務総長に対し、事務総長報告書(S/2008/281)により勧告されたように、2008年10月1日に始まる12か月の期間、下記第3、4、5および8項で特定化される主要な任務の国際連合シエラレオネ総合平和構築事務所(UNIPSIL)を設立することを要請する。
- 2 UNIPSIL は、国際連合開発計画の常駐代表および国際連合常駐調整官としても活動する事務総長上級代表により統括されるという、事務総長報告書(S/2008/281)における事務総長の勧告を歓迎する。そして、事務所が、その職務権限を効果的にそして効率的に履行するために、適切な専門的知識且つ十分な物質的資源の必要性を強調する。
- 3 UNIPSIL に対し、次の領域を、重点的に取り扱い、シエラレオネ政府の支援を行うことを要請する。
  - (a) どのような原因であれ、緊張と潜在的な紛争の脅威を特定化しそして解決する、 国家的そして地域的な努力への、政治的な支援を提供すること。
  - (b) 国境を越えた組織的な犯罪および麻薬取引対策に対する努力を含む、人権、民主 的機関そして法の支配を、監視しそして促進すること。
  - (c) 反腐敗委員会のような、反腐敗措置に特別な重点を置いて、良き統治改革を強化すること。
  - (d) 分権化、1991年憲法の検討そして関連する法令の制定を支援すること。
- (e) 平和構築協力枠組みおよび平和構築基金を通じて支援されるプロジェクトの履行と 同様に、平和構築委員会と緊密に調整をし、活動を支援すること。
- 4 シエラレオネにおける国際連合機関、基金および計画間の、戦略および計画の効果 的な調整とともに、完全に相当的な事務所の設立の重要性を強調し、常駐代表および 常駐調整官としての上級代表の機能に従って、国際連合システムが UNIPSIL を支援し 完全に協力する必要性を強調する。

- 5 UNIPSIL、ECOWAS、マノ川同盟、地域における国際パートナーおよび他の国際連合ミッション間での緊密な協力の必要性を強調する。
- 6 シエラレオネ政府が、平和構築、安全そして国家における長期的な発展について第 一義的な責任を有することを強調し、シエラレオネ政府に対し、シエラレオネ平和協 力枠組みの履行の経過の定期的な監視を通じてを含み、この点について平和構築委員 会とシエラレオネ政府の緊密な関与を継続することを促し、そして国際パートナーに 対し、シエラレオネ政府に対する支援を提供し、平和構築委員会との協力を継続する ことを、さらに促す。
- 7 シエラレオネ政府および国内のすべての他の利害関係者に対し、地方政府の効果的な機能そして腐敗と戦い説明責任を向上する継続する措置を通してを含み、良き統治を促進する努力を増加すること、とりわけ若者に対して、富と雇用の機会を生み出す民間部門の発展を促進すること、そして真実和解委員会の勧告を履行することを含め、人権を前進させることを求める。
- 8 決議 1325 (2000) および 1820 (2008) において認識されたように、紛争の予防および解決そして平和構築における女性の重要な役割を強調し、UNIPSIL の職務権限のすべての側面を履行する際に女性の観点が考慮されるべきことを強調し、UNIPSIL に対し、この点に関してシエラレオネ政府とともに活動することを奨励する。
- 9 事務総長に対し、2009年1月31日を最初の報告書の期限として、毎4か月ごとに、 UNIPSILの職務権限と本決議の履行に関し、安保理に報告をし続けることを要請する。
- 10 この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。